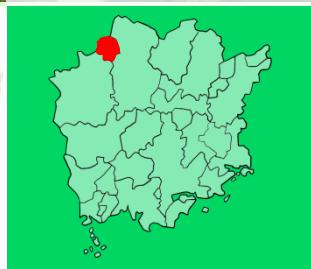


日本の原風景が残る村

岡山県西北端に位置する人口約800人の小さな村。豊かな自然が残り、「日本で最も美しい村」に認定されています。出雲街道の宿場であった村中心部は今も風情ある街並みが残っています。近年では民間企業との連携事業を数多く行っています。



安全で安心に暮らせるむらづくり

- ・豊かな自然を次世代に引き継ぐむらづくり

実現のための5つの基本目標

1 安全・安心に暮らせる村

消防団活動の支援・地域の一次医療を担う診療所の医療体制の充実・ライフライン効率的な維持管理を進めるなど、住みよい村を目指します。

2 誇りと愛着の持てる村

生まれ育った新庄村に誇りと愛着を持ち、将来的に村で生活したい、帰ってきたいという想いを持った人材の育成を進めます。

3 次世代を担う人材を応援する村

子育てに関する多様なニーズに対応したきめ細かなサービスの提供を促進し、本村の未来を担う若い世代の活動を応援します。

4 産業を振興する村

「安心・安全・おいしい」農産物のブランド確立の取組を推進し、担い手の育成・農業生産基盤の強化を図り、儲かる（稼げる）産業としての農林業の確立を目指します。

5 移住定住の促進をする村

地域の活力を維持し、伝統・文化の継承が将来にわたって行えるようにUターン者・Iターン者の転入による社会増に取り組みます。

重点
施策

サテライトオフィス・コワーキングスペースの
整備

若い世代の結婚・出
産・子育ての希望を
かなえる取り組み

総事業費

1 億円

数値目標

オフィス設置 2 社・社会増プラス

現状・課題

出雲街道の宿場であった村中心部における、産業の創出とそれに伴う雇用の場の創出・住民が集い新たな活動が生まれる場の創出・賑わいの創出までを含めた街並みの保全・持続可能なまちづくりが課題です。



事業の目的・内容

課題解決を図るためのハード整備を行政が行います。村中心部の木造3階建ての旧旅館をコワーキングスペース・シェアオフィスとして再生、施設内に宿泊機能を持たせることでサテライトオフィスの設置・ワーケーションの要望にも対応します。施設は賃料収入での経営を行い、将来に渡る継続性を確保します。



お問合せ先

新庄村役場 総務企画課 企業版ふるさと納税係
717-0201 岡山県真庭郡新庄村2008-1
TEL 0867-56-2627 / FAX 0867-56-2629
MAIL soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp

新庄村まち・ひと・しごと創生総合戦略 「村民一家族の日本で最も美しい村づくり」を目指して

地方創生に関する事業への活用のため、企業版ふるさと納税による寄付を募集しています！

地方における安定した雇用を創出する取り組み

若い世代が活躍する地域づくりを進めるためには、安心して働く場が必要です。村では基幹産業である農業と林業の価値向上を図り、働き手を増やし、美しい村の景観を保持していきます。また、農林業の6次産業化を推進し、製造業・流通業・小売業等の産業へ波及させていきます。

恵まれた自然環境を活用した農林業等の持続可能な産業の発展に取り組んでいます。



地方への新しいひとの流れをつくる取り組み

国立公園の特別保護地区である毛無山周辺の森林を観光資源としてとらえ、森林セラピーや森林レクリエーションの実施場所としてより一層活用していきます。また、村のシンボル・観光資源である旧出雲街道沿いの樹齢100年を超えるがいせん桜の保護を行います。

地域資源の活用・保全・経済発展を調和させたサスティナブルツーリズムを進めます。



若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組み

社会増を目指すために子育てファミリーの移住政策に重点をおいている村において、子育て支援と親の働く場を整備します。親が働きやすい環境を作ることで、自然豊かな環境と村民一家族の子育て環境に共感するファミリーの移住を促進します。

地域ぐるみの子育てを全力で応援する「こどもまんなか村」宣言を行っている村です。



安心なくらしを守るとともに地域と地域を連携する取り組み

村内交通網の整備や高齢者向けサービスを充実させることで若い世代の雇用を確保し、健康寿命を延ばし自然減を抑制します。また、村民一家族を実現するため、地域で子どもを育てる体制を強化し、子育てファミリーの負担を軽減し、移住定住を促進します。

施策を通じて「高齢者が生き生きと暮らす社会のあり方」を全国に発信していきます。

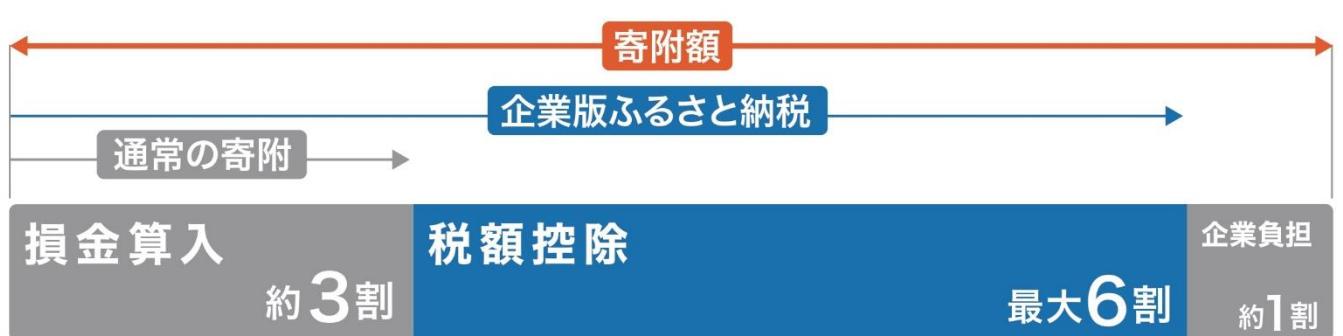


企業版ふるさと納税って？

企業版ふるさと納税概要

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり**10万円以上**の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として**経済的な利益**を受けることは**禁止**されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 寄附を行うことを入札参加要件とする。
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- **本社が所在する地方公共団体への寄附**については、本制度の**対象**となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- **次の都道府県、市区町村への寄附**については、本制度の**対象**となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*

